

# 実務修習を受講して

会員 松田 智子

## 1. はじめに

実務修習を受講した感想は、受講生のバックグラウンドによってかなり違うものになると思いますので、簡単に自己紹介します。私は、基幹系業務ソフトウェアの導入コンサルタントとして働いた後、現在の勤務先である特許事務所に入所しました。2008年11月に平成20年度弁理士試験に合格し、実務修習が始まるまでには、主に電気系の特許明細書の作成・中間処理の実務を経験していました。

実務修習は、45時間のe-ラーニングと27時間の集合研修の2つの大きな柱で構成されていました。そこで、これから、e-ラーニング、集合研修のそれぞれについて感想を述べたいと思います。

## 2. e-ラーニング

e-ラーニング課目は2008年12月11日に配信が始まりました。e-ラーニングでは、弁理士倫理から始まって、特許・実用新案、意匠、商標、条約等について、弁理士として最低限必要な実務知識を習得できるようにカリキュラムが構成されています。

カリキュラムの最初の課程は、弁理士法及び弁理士の職業倫理でした。弁理士を志したものの、弁理士法・弁理士会規則についてはほとんど知識がなく、受講前は弁理士が行うことができる業務や、利益相反行為の禁止等をなんとなく知っている程度でした。「弁理士になること」についての自覚も薄かったかもしれません。ですが、弁理士倫理・弁理士業概論の講義が進むにつれ、社会が弁理士に期待すること、また、弁理士として社会に果たすべき使命の大きさを感じるようになりました。そして、「弁理士として、どういった社会貢献をしたいのか？どんな弁理士になりたいのか？」を改めて考えさせられ、以後の受講に対する大きな動機付けの機会となりました。

弁理士法及び弁理士の職業倫理に続く、特許・意匠・商標実務等に関する情報調査から審査対応に至るまで

の一連の課程は、一貫した業務知識を得られる機会となりました。私は、特許については明細書の作成や中間処理の経験がありました。しかし、意匠、商標実務については全く経験がなかったため、講義を受けて、今まで勉強した審査基準・条文・判例の知識だけではとても実務に堪えないと思うことも多々ありました。というのは、意匠・商標では類否の判断が非常に重要になると思うのですが、「これが非類似なの？」とってしまうような多くの事例がテキスト・講義で紹介されていたからです。今まで勉強して得た知識は、弁理士として必要な知識のうちの本当にごく一部に過ぎなかったのだと実感しました。

また、勤務先では、実務知識はとにかく仕事をこなしながら覚えていくものでしたので、体系的に実務を学ぶという機会はなかなかありませんでした。e-ラーニングは、自分がぶつ切れに行っていた業務を、実務全体の流れの中に位置づけて捉え直す良い機会になったと思います。

## 3. 集合研修

実務修習のもう1つの柱である集合研修は、2009年1月16日に始まりました。集合研修は、クラスによって、授業の進め方も様々であったと聞いています。ここでは、私が受講した金曜2機械コースについて感想を述べたいと思います。

e-ラーニングと違い、集合研修の醍醐味は、双方向授業であることはもちろんですが、他の同期合格者と共に講義を受けることができる点にあると思います。特に、グループ学習における同期合格者とのディスカッションは、同期合格者の方々の洞察力、考え方、知識の広さ・深さ等に触れられる大変良い機会であり、それと共に、自分の実力のなさを痛感する機会ともなりました。

また、経験豊かな先生方の経験談・コメントを直接伺えるというのも、集合研修ならではの醍醐味だと思います。

中でも、「明細書のあり方」の集合研修は、受講生が提出した起案一つ一つについて先生に評価・注意点をコメントして頂けるという貴重なものでした。他の受講生の起案と自分の起案とを見比べることで、自分が犯しやすい間違いや、注意すべき傾向を発見できたことは、集合研修における大きな収穫でした。また、提出された起案の中には、先生が「この仕事で十分飯を食っていける」と太鼓判を押す起案もあり、そういった起案を見ることは、「自分も自分ももっとがんばらなければ」という励みにもなりました。(注：一定の実務経験がある方は、集合研修の受講が免除されるため(もちろん、受講することも可能ですが)、基本的に、実務経験期間が短い、あるいは、全く経験のない人が集合研修を受講します。)

ひとつひとつの起案に目を通し評価するのに大変多くの時間と労力を要したであろうことは、想像に難くありません。しかし、このように集合研修が持つ特長

を生かして、私たち受講生が集合研修で1つでも多くのことを学び、持ち帰れるように講義を進めてくださった先生方には心から感謝いたします。

#### 4. 最後に

実務修習で学んだことは、弁理士を名乗る以上、最低限知っていなければならない基本中の基本知識というものでした。しかし、これからの弁理士には、技術に対する造詣・法律知識・実務能力はもちろんのこと、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力等も求められていると思います。今後は自分が目指す弁理士像と現在の自分との距離を縮めていけるよう、弁理士会が主催する新人研修、各会派が主催する研修、各種機関が開催するシンポジウム、知財ビジネスアカデミー等を利用して、日々自己研鑽に努めていきたいです。

(原稿受領 2009. 4. 23)

